

H・マタヤのドナウ・ヨーロッパ論
—— オーストリア国民論の系譜学 二 ——

梶原克彦

論 説

H・マタヤのドナウ・ヨーロッパ論 —— オーストリア国民論の系譜学 二 ——

梶 原 克 彦

目 次

はじめに

- 1 合邦への共鳴からドナウ経済協力の模索へ
- 2 ドナウ・ヨーロッパ論
- 3 マタヤのオーストリア国民論

むすびにかえて

は じ め に

第一次世界大戦が終結に向かいつつあった中で、オーストリア＝ハンガリー帝国は諸民族の相次ぐ独立宣言によって事実上瓦解することになった。だがこれでも中・東欧秩序が安定化に向かった訳ではなく、その後もさまざまに当地域の再編が試みられた。そこでは、帝政期からの帝国再編案や中欧論、さらに大戦後の中・東欧の国際情勢に鑑みた協定、同盟、連邦案などの新たな試みが見受けられた。こうした中・東欧の再編問題は、オーストリアにとっても重要な国制上の問題であった。大戦の終結時に帝国のドイツ系住民を代表してドイツ系オーストリアとして成立した同国はその当初より国制問題を抱えていた。連合国によってドイツとの合邦が禁止された後も、経済的自立性への疑念から、合邦か、ドナウ連邦か、独立か、といった様々な国制案が模索された。

ところで国民国家を支える民族自決の概念では、国制上の選択肢として「独立」が中心を占めている。そのため国民意識の成立やナショナリズムの顕在化といった場合、それは独立への意志をもってその尺度としがちである。もちろん独立意志はナショナリズムのリトマス紙であることは否定できないけれども、民族意識の発露の在り様としてはいささか一民族一国家の見方にあまりに限定している嫌いがある。例えば19世紀末以降のオーストリア＝ハンガリーにおける民族問題はときに激しい対立を伴いつつ繰り広げられていたが、諸民族が政治体の構想レベルでは独立よりもむしろ「自治」のほうに傾き、帝国の枠組みに留まることを前提に一定の政治的ないし文化的自治権の要求を行いながら、「民族運動」が展開されていたことはよく知られている。住民の自治への動きはチェコの独立運動をリードした後の大統領トマーシュ・G・マサリクをして落胆させるほどだった。結局オーストリア＝ハンガリーは解体し、独立への動きがこれに勝った形になったけれども、民族意識の在り様は「覚醒」から民族独立へと目的論的に一直線に進んでいくわけではないことはここに明らかであろう。それでは「独立」を果たしたのちに、諸民族、とりわけドイツ系民族はどのような国制上の軌跡を歩んでいったのだろうか。帝国のドイツ系住民を主たる構成員とした大戦間期のオーストリアでは、合邦やドナウ連邦などの国制プランが提示されたが、これはその民族意識とどのような関係にあったのだろうか。

本稿では、大戦間期オーストリア人の国民意識ないし民族意識の在り方と国制（政治体のかたち）との関係という観点から、ドナウ連邦構想を熱烈に支持したハインリッヒ・マタヤ（Heinrich Mataja）のドルフスーシュニク体制下におけるドナウ・ヨーロッパ論とオーストリア国民論を考察する。彼は1924年から1926年にかけてラーメク内閣の外務大臣としてドナウ諸国との経済・政治協力を模索し、議員引退後もドナウ・ヨーロッパの連邦化へ向けて精力的に活動を行った。彼の思想と行動から、大戦間期オーストリアにおける合邦とは異なる国制プランの一つの姿を確認することができ、また「大戦間期オーストリアにおいて最も合邦に反対した」といわれる人物の国民／民族意識を

検討することができるだろう。本稿では国制論に議論を限定し、他の政治構想との関係については他日を期することとする。

1 合邦への共鳴からドナウ経済協力の模索へ

合邦への共鳴

ハインリッヒ・マタヤは1877年にウィーンで生まれ、1900年にウィーン大学法学部を卒業し¹⁾、1909年から弁護士事務所を構えると同時に政治家としての活動を開始した。彼は早くからウィーンのキリスト教社会党で、とりわけ党組織改革の領域で活躍し、党を指導することになった。1918年から1919年の臨時国民議会、1919年から1920年の憲法制定国民議会に議員として選出され、1930年まで国民議会議員であった。主だった政治活動としては、1918年10月から1919年3月にかけてレンナー内閣の内務大臣（Staatssekretär für Innere）に、1924年から1926年にルドルフ・ラーメク（Rudolf Ramek）を首班とする内閣で外務大臣に就任した。彼の関係した銀行スキャンダルによって外務大臣を辞任したのち、党内での政治的影響力は低下していき、1931年には党指導部から完全に排除された。1933年以降の権威主義体制下では「民族ドイツ在外活動協会（Verband für volksdeutsche Auslandsarbeit）」の会長職を打診されるも、同時にオーストリア国営放送（RAVAG）の会長に就任するという要求が果たされなかったため、結局、就任を拒否した²⁾。マタヤはこの時期にすでに健康上の問題を抱えていたため、体制側も政治上の重要ポストを彼に任せる構想はなく、1937年初旬にウィーンで病没した³⁾。

彼の大戦間期における政治活動、とりわけ外交と国制プランに関して大きな特徴となっているのは、大戦間期を通じて同国内できわめて強力だった合邦運動に反対し、むしろドナウ圏にその活動の場を求めたことにあったといえる。S・シューヴァルは大戦間期オーストリア外交において、旧帝国の偉大さを追い求めた「追憶外交」の担い手としてイグナーツ・ザイベルとマタヤの名前を挙げている⁴⁾。いわく、この二人が外交を主導した時期にはドイツとの合邦を追

求する動きが抑制されたのが極めて顕著な形で現れていた。しかしながら彼は帝国崩壊直後からそうした反合邦の姿勢を打ち出していたわけではなかった。

帝国崩壊時、ドイツ系オーストリアの採る国制上の選択肢は、独立、合邦、ドナウ連邦が主だったもの、支持する層は様々だった。最も支持を集めたのは合邦であるが、その支持層は主として社会民主党とドイツ民族主義派であった。キリスト教社会党の場合、後継諸国家から構成されるドナウ連邦の建設を支持する人々が多かったとはいえ、党内には合邦を熱狂的に支持する人々もいた。そしてのちに合邦運動の最大の障壁、敵対者となるマタヤは1920年代初頭までは熱烈な合邦支持者だったのである。

もっとも彼は、ドイツとの合邦に関して無条件にどのような形であってもこれを是認したわけではなかった。まず国制構造の側面についてみていけば、彼がこの当時模索していた合邦とは、ドイツ・ライヒ（Deutsches Reich）との合邦であって、ドイツ国（Deutschland）との合邦ではなかった⁵⁾。これはちょうどドイツ第二帝政が創建される時の事情と同じものであったといえよう。ドイツ帝国はドイツ皇帝を頂点にすえつつも、その下には王国や公国など様々なドイツ諸邦が依然として自立性を備えたまま存続しており、国制上、諸邦の集合体である国家連合という特質を備えていた。したがって、ライヒとしてのドイツに加入する場合には、オーストリアの独自性が損なわれず、存続する可能性が開かれているのに対して、ドイツ国への合邦の場合は「編入」と言った方が相応しく、合邦後にオーストリアの存在が消失していく恐れが想定されただろう。

また彼は合邦を民族性原理などのナショナリズムの原理から無条件に追及したわけではなく、同国の経済状況により決定された外交政策の一選択肢と見なしていた。彼は合邦を無条件にオーストリアの外交政策の方向とすることには反対であった⁶⁾。オーストリアは単独では経済的に自立できず他国との提携が必須であり、そのための手段として状況に応じて外交政策は変更されるものとされた⁷⁾。マタヤが当時感じていたことは、後継諸国家のオーストリアに対する反発は激しく、またサンジェルマン条約に至るやり取りに鑑みて連合国に頼るこ

ともできない、という状況だった⁸⁾したがってドナウ連邦も独立も国制上のプランとして選択できないとすれば、ドイツとの合邦しかオーストリアの経済状況を改善できなかった⁹⁾

合邦政策は後継諸国家も連合国も、とりわけフランスの批判するところであり、サンジェルマン条約では第 88 条でドイツとの合邦が事実上禁止され、ドイツ系オーストリアという国名もオーストリア共和国と名乗ることになった。けれども、マタヤはその後も合邦を主張し続けた。マタヤのこの姿勢が変更されるのは、イグナツ・ザイベルが 1922 年に首相に就任し、同年にジュネーブ議定書が連合国とのあいだで締結され、国際連盟借款がオーストリアに付与されることになってからである。国際連盟借款の供与により、一方ではオーストリアの経済的自立への道が開かれ、他方では本議定書がサンジェルマン条約を確認するものであったため、合邦政策を放棄することが強いられた。社会民主党と大ドイツ人民党は本議定書に反対し、以後も合邦を志向し続けたけれども、マタヤの場合、サンジェルマン条約とそれを確認するジュネーブ議定書の枠内でオーストリアが活動することを主張することになった。オーストリアに依然として経済的脆弱性がある以上、なんらかの他国との経済関係を作り出す必要があった。だが、合邦は事実上禁止されているため、より実現性のたかい「ドナウ連邦」のほうを志向することになったのである¹⁰⁾連合国、わけでもフランスはそれを望んでおり、また後継諸国家のなかでもチェコスロヴァキアの反オーストリア姿勢が変化したことがその実現可能性を高めたかに思われた。

外務大臣就任とドナウ経済協力の模索

ジュネーブ議定書の締結により、オーストリア経済は安定に向かったが、これは国際連盟の監督の下、厳しい緊縮財政を強いるものであった。このためザイベルの人気は見る間に低下し、1924 年に政権をキリスト教社会党のラーメクへ譲らなくてはならなかった。このラーメク内閣でマタヤは外務大臣を務めたが、S・シューヴァルはザイベル内閣とこのマタヤ外相時代において、反ドイツの姿勢を見せる郷愁外交が展開されたとみている¹¹⁾

もっともザイペルとマタヤではその外交的な姿勢は異なっていた。ザイペルの場合、オーストリア主義とドイツ・ナショナリズム的行動を慎重に繰り返し、これによって関係国に対して外交上、優位な立場に身を置くことに成功した。また内政上も連立相手である大ドイツ人民党を納得させるためにもドイツ・ナショナリズム的な振る舞いが必要であった。したがってザイペルの場合は硬軟織り交ぜつつ、時として合邦を道具として利用することもできたのであったが、これはマタヤのスタイルではなく、その反ドイツ的な言辭は社会民主党や大ドイツ人民党からの憤激を巻き起こすものだった¹²⁾しかし彼が外務大臣に就任した時、国際連盟の経済再建策も頓挫し、新たな借款と経済支援を必要としており、そのために彼も連合国を中心とする国々の合邦に対する恐怖を利用せんと試み¹³⁾経済的脆弱性がドイツとの合邦要求の原因であることを示唆し、この処方箋としての何らかの経済的な対処を各国に要求することになった。その一方で彼はこういった経済支援が急場しのぎに過ぎず、何らかの抜本的な対応として経済協力体制を構築する必要性を感じていた¹⁴⁾そしてこの経済協力体制は、必ずしもかつての帝国の版図と合致するわけではなく、またドナウ連邦のような特定の計画に結び付くわけでもなかった¹⁵⁾オーストリアの経済的自立と政治的行動領域の拡大によってかつての偉大さを挽回するならば、他のかたちでも実施可能であり、それは恵国関税システムの構築という形で現れた。

まず彼は1925年4月にローマを訪問し、オーストリアとイタリアとの間で二国間の関税協定を結ぶことを提案した。さらにここに他の後継諸国家が参加することを提唱した。かかる後継諸国家の中で、小協商の実質的リーダーであったチェコスロヴァキアの存在は、こうした関税システム構築の上で、いかなる場合でも重要なものであった。チェコスロヴァキアの当初の反オーストリア的な姿勢は大幅に変化しており、両国の経済関係の重要性に関する認識の高まりや合邦へと突き進ませないようにするという意図からも、オーストリアの経済問題を抜本的に解決するための経済協力の枠組み作りへ向けた動きが見受けられた¹⁶⁾

すでに1921年にはベネシュがその最初の動きに出ており、不可侵条約であるラナ条約に調印し、経済的な関わりとしてチェコスロヴァキアからの1,600万ドルの経済支援と国際連盟借款への支持が行われた。さらにベネシュは1925年5月に幾人かのイタリア人外交官と会談し、チェコスロヴァキアとイタリアの協力がオーストリアの抱える問題解決に必要であることを主張した¹⁷⁾。同年6月までにマタヤ、ベネシュ、元イタリア外相ヴィットリオ・シャローヤ（Vittorio Scialoja）を中心として、これら各国間で恵国関税を設置することが計画された¹⁸⁾。チェコスロヴァキアとイタリア政府のドイツに対する脅威、ロカルノ体制によるドイツ外交の再興、そして恵国関税システムの利益、これらの条件の存在はマタヤの計画を成功裏に導くかに思われた。しかしながら、恵国関税システムは死産に終わった。この恵国関税システムの成功の鍵はイタリアとチェコスロヴァキア、両国の協力にあったが、両者の思惑の齟齬により協力継続は不可能になった。「ムッソリーニは堅実な政治家というベネシュのモデルにほとんど合致しなかった。1924年11月にベネシュはマタヤに対して、ヨーロッパで嫌われていたムッソリーニとの提携を避けるよう注意し、1926年には関税同盟計画にムッソリーニを入れてきたことについて、マタヤを非難した。さらにベネシュが懸念したのは、いかなる協力も他の分野でのチェコスロヴァキアの政策を危険にさらすのではないか、ということだった。ベネシュは小協商におけるその同盟者、ユーゴスラヴィアがムッソリーニと最も深刻な外交上の衝突に陥っていたことを忘れることはできなかった¹⁹⁾」。他方で、イタリアもチェコスロヴァキアと同じくらい相手に対して疑念を抱いていた。また仮に両国が首尾よくことを成し得たとしても、オーストリアの国内政治を覗いてみると、合邦を志向する大ドイツ人民党との関係やマタヤが招いていた個人的な反発などの問題があった以上、この計画に対する支持を集めるのは難しかっただろう²⁰⁾。結局、マタヤが自身の銀行スキャンダルのために辞任したこともあり、恵国関税システムによるドナウ経済協力の計画を成就することはできなかった。

2 ドナウ・ヨーロッパ論

マタヤは外務大臣を辞任したのち、その「外交」の場を執筆ならびに講演活動に求め、外務大臣時代に劣らず精力的にドナウ圏におけるオーストリアの独立維持と地域再編の問題に取り組んだ。とりわけ、ナチス・ドイツの政権獲得以来、彼の外交構想は周辺諸国のドナウ連邦案やパン・ヨーロッパ運動との連携を含みつつ、展開されていった²¹⁾。彼が論説の主たる投稿先とした『ウィーン経済週報 (*Wiener Wirtschafts-Woche*)』では、ドナウ圏における経済的・政治的連携に関する数多くの論考が、オーストリアだけでなく、ハンガリーや他の後継諸国からも寄せられ、活発な議論が展開されていた。本章ではマタヤの『ウィーン経済週報』での諸論説を参考にしながら、これらを敷衍してまとめ上げられた『ドナウ問題に関する覚書 (*Memorandum zur Donaufrage*)²²⁾』を中心に、オーストリア維持のために彼が練り上げた地域再編構想を見ていく。

『ドナウ問題に関する覚書』が執筆された1935年7月から10月は、ストレーザ戦線の崩壊後にアビシニア危機が高まり²³⁾、国際連盟の集団安全保障体制が揺らいだ時期であった。イタリアはオーストリアの安全保障の後ろ盾であり、一方で国際連盟の存在はオーストリアの経済的自立にとっての支柱であった。すでに1929年に始まっていた世界恐慌と1932年のナチス・ドイツの成立とによってオーストリアの経済的・政治的安定が大きく揺らいでいた状況とあいまって、オーストリアの独立をめぐる国際情勢は転機を迎えつつあった。そうしたなかで、彼はオーストリアの外交指針を示すべく、本冊子を政府関係機関に提出した。本冊子の導入部では、彼の見るヨーロッパ史の流れが描かれている。ヨーロッパの二つの普遍主義たる帝国秩序と教会秩序に個人主義が流れ込み、これら秩序を解体し、人々を民族や階級へと分化させた一方で、再びこれを補完する秩序への欲求が登場し、職能身分制思想、キリスト教社会思想、国際法、国際連盟にその表現をみている。ここから全体の秩序が解体をへて再び統合へと向かうという歴史の基調が看取され、ドナウ圏の向かうべき姿が示唆されている²⁴⁾。

ドイツ国家からドナウ国家へ

オーストリア＝ハンガリーが解体したことで、ドナウ諸民族には国家としての自己決定権（Eigenbestimmung）が与えられ、これは同時にドナウ圏に不可欠な組織の破壊をも意味していた。それゆえにこれを補完するために「それらの諸民族を傷つけることなくこの組織を再び建設する」という課題がオーストリア人に課せられた²⁵⁾これをマタヤは〈オーストリアの使命〉と呼んでいる。ここにはマタヤの構想する政治体の二つの特徴が見受けられる。

第一に、この政治体は各民族の自由と平等を尊重した国家連合としての特徴を有している。これは、新たな連携が経済上の提携以上のものを求める政治体だが²⁶⁾かつてのオーストリア＝ハンガリーをそっくりそのまま再現する訳ではないことを意味している。一方では独立を果たした諸民族が「ハブスブルク復辟」への恐れを抱いており²⁷⁾他方でオーストリア側ではドナウ諸民族との協力に際してスラブの脅威に対して懸念があったことが²⁸⁾ドナウ圏における国際協力の障害となっていた。それゆえ彼は参加する各国の独立と平等に言及する必要があった。実際、他の講演の際に、彼は「魔法の言葉」としての独立と平等に、小協商とローマ議定書締結国という両陣営の諸国が連携する基盤を見出し²⁹⁾またこれらの諸国の自立性を侵さないよう、必ずしも経済同盟でなく恵国関税と付随条約によるゆるやかな経済的結合があることにも言及した³⁰⁾さらに「最も小さく、最も経済的に脆弱な」オーストリアはこうしたドナウ諸国家の間で、「誠実な仲介者（ehrlicher Makler）」として振る舞うとされている³¹⁾

この場合、オーストリアは、「中央集権的ドイツの中で埋没して消滅」するのではなく、「近代的な視点に従って組織されるべきドナウ圏の結節点（Kristallisationspunkt）」となるべきとされている³²⁾そこで重要な点として第二に、彼は、オーストリアが古代ローマの北方辺境（Nordmark）、フランク王国の東方辺境（Ostmark）、神聖ローマ帝国の中心、これらを成した経緯から、その普遍的使命を発揮する空間をドナウ圏と指定している。ところで〈オーストリアの使命〉論は当時のシュシュニツク政権でもオーストリアの独立維持を正当化するために盛んに喧伝されたものであるけれども、シュシュニツクのそれ

は「合邦かドナウ連邦か」、換言すればドイツ圏かドナウ圏のいずれかではなく、両者を合わせた「中欧」での遂行が念頭に置かれていた³³⁾これに対して、マタヤの場合、ドイツ圏のなかではなく、ドナウ圏においてこそその使命は果たされるべきだとされている³⁴⁾この点に関して、すでに1866年の普墺戦争の敗北と1871年のドイツ帝国の創建とによって、オーストリアは「ドイツ」の問題とかかざらうことを止め、ドナウ圏にその活動の場を限定する選択を迫られていたのだった³⁵⁾そこで遅まきながらも「われわれはドイツ国家の理念 (das deutschländische Ideal) に対抗して、ドナウ国家の理念 (das donauländische Ideal) を大至急、全力で、打ち出さねばならない³⁶⁾」。

ドナウ圏におけるドイツ的使命

このようにドナウ国家としての〈オーストリアの使命〉は、国家連合としての「ドナウ連邦」を他の後継諸国家と作り上げることで果たされるものとされている。そしてこの使命はまずドナウ圏における「ドイツ的使命」として理解されている。彼は「オーストリアの使命であるものは、いつかは多くの人々のあいだで明らかになるに違いない。ナウマンの中欧 (Mitteleuropa)、つまりベルリン-バグダットは二度目の大戦が起きてはじめて実現されうる」のに対して、「平和的方法で、ドナウ圏と東南欧におけるドイツ的なもの (Deutschtum) は、もっぱら独立したオーストリアによって代表されうる。……そしてさらなる課題として、われわれには在外ドイツ人の受入れ (Betreuung) が生じている³⁷⁾」と述べており、ドナウ圏および東南欧のドイツ人の利害をあくまで平和的な手段で主導する、とされていた。ドイツ的なものの利害には、ドイツ語系少数民族への対処も含まれており、これについては「少数民族問題研究所」の設置を提唱した³⁸⁾さらにドイツ文化の側面に関して、彼はナチズムによって失われた信用を取り戻すべく、ライプツィヒに代わり、「ドイツ語系住民をはるかに上回る、全てのドイツ語読書層の獲得のために……たとえばオーストリアにおいてもはるか昔に計画されていたような書籍販売組織の形で、巨大な、国際資本に基づくドイツ語出版界が大至急登場する³⁹⁾」ことを要求した。これ

はひとりドイツ語系住民のためだけでなく、ドナウ圏の「リング・フランカ」としてのドイツ語の重要性に鑑みて、ドナウ圏全体に対する利益をもたらすことになるだろう。

ドナウ圏の発展という主張とその背景

「いまやドナウの諸国家を共通の土壤へ据えて、共通の行動をさせることを望むならば、それら国家の共通の利益を活性化し、それを国家の市民たちの心と想像力になじませる必要がある。彼らに偉大な目標を与え、経済的、文化的、政治的可能性を示す必要がある⁴⁰⁾」。それではこうしたドナウ諸国家共通の利害とは何を指しているのだろうか。まずマタヤが指摘しているのはナチス・ドイツの脅威から身を守ることである。いわく、ナチス・ドイツの「西洋の文化と慣習に対する戦い」は結局のところ戦争以外の出口を持たないが、諸民族はこうした厳しい見方に反対している。しかしながら早晩、ナチス・ドイツの強硬手段に対抗して、自らの生存を克ちとっていかねばならない⁴¹⁾ナチス・ドイツとの生存競争のためにドナウ諸国は合従連衡しなければならない、というのがここでの彼の議論である。こうした主張がドナウ・ヨーロッパ圏における生存競争という内的動因に支えられているとすれば、彼はドナウ諸国が生存ないし共存するために、ドナウ圏の外部においてその手段を調達することを要求した。彼はさしあたり「フランスの植民地は空き家であり、それらはドナウ諸民族によって満たされうる⁴²⁾」と述べて、ドイツを封じ込めるために小協商や東方ロカルノ構想など1920年代以来、絶えずドナウ圏の協力に関心を払ってきたフランスの植民地への移住を主張していた。こうした議論は当時の日本やイタリア同様、失業対策と販路獲得という理由からなされたものであろうが、彼は単なるドナウ諸国の生存のためだけでなく、「西洋の没落」への危機感とボルシェビズムへの対抗という二つの動機からも、この植民地政策を主張していた。

彼は『ドナウ問題に関する覚書』の執筆と同じ時期に、つまりエチオピア問題がクロースアップされていた時に、「ドナウ諸国に植民地を与えよ！」と題

する論説を寄稿していた。そこではエチオピア問題に関して、「白色人種」たるヨーロッパ人の利害を明け透けに主張してやまないマタヤの姿がある。「国際連盟がイタリアとエチオピアを、双方共に連盟構成員であるという理由で、同列同等の勢力として取り扱うならば、それは、まともに支持され得ない虚構である。……極めて未開な諸民族の一つ [エチオピア] にはるかに高い序列を認めるということは無意味だろう。もちろん、国際連盟にこの理解不能な態度を取らせているのは、エチオピアの主権の尊重ではなく、植民地列強間相互の対抗関係である。正しい解決は、ちょうど大戦後に委任統治領が他の列強の間で分配されたように、エチオピアをイタリア王国に委任統治領として与えることだろう。このようにならないのは、もっぱら、白色人種の共通の利害について植民地列強の認識が不足している結果である。白人の競争相手 [イタリア] に苦痛を与えようと、平気で共通の敵 [エチオピア] を支援している⁴³⁾」。

マタヤが「白色人種たるヨーロッパ人」という範疇で事態をながめ、「有色人種」に対して敵愾心を抱いていたのは、第一次世界大戦を契機に「有色人種」の間に「白色人種」に対する意識の根本的な転換が生じた⁴⁴⁾と見なし、また実際にアジア系諸国の台頭を肌で感じていたからであった。そこで植民地獲得競争においてヨーロッパ人の深刻なライバルと見なされていたのが、とりわけ日本とソヴィエト連邦であった。日本についてはまずアフリカでの経済的侵略 (penetration pacifique) がヨーロッパの貿易を至る所で撃退し、さらに中国で白人がとても対抗できないこと—しかもそれは孫の世代においても—が、ソヴィエト連邦については内国植民地化の大規模な進展が、記されている⁴⁵⁾。そこで彼は、ヨーロッパ諸国が内輪争いをしている場合でないことを説く。それというのも、今日の世界を動かしている諸問題はもはやヨーロッパでは繰り広げられておらず、「ヨーロッパから去ってしまった」からである。いわく、「東京とモスクワが今日、世界政治において、われわれヨーロッパ (Abendland) の諸首都よりも、大きな役割を果たしている」と、まさに「西洋の没落」が始まっているからである。しかし「もしヨーロッパが手を組み、ヨーロッパ合州国 (Die Vereinigten Staaten von Europa) が水平線にはっきり姿を現し、汎ヨー

ロップ的の理念が諸民族において地歩を固めることができるならば、もちろん事態は全く異なるだろう。その兆しは疑いなく存在している⁴⁶⁾」と強調している。ここに、西欧の没落に抗い、しかもボルシェビズムに対抗するという動機から汎ヨーロッパ運動に共鳴する姿が見て取れよう。

結局のところ、ドナウ諸国が生存するためにも、そして非ヨーロッパ圏との植民地獲得競争にヨーロッパが対抗していくためにも、「もしドナウ諸国が今後のアフリカ植民地計画において含まれることを望むならば、ドナウ諸国はこうした問題に関して、団結しまとまって行動しなければならぬ。個々では、われわれは余りに小さく、その価値を認められない⁴⁷⁾」からである。ひるがえってドナウ諸国が団結すれば、多くの関心を引き付け、影響力を発揮することもできよう。そうなればドナウ諸国は「大国のイニシアチブを再び待つ必要はない。ドナウ諸国はみずからドナウ会議を強く要求しなければならぬし、ドナウ会議においてそしてドナウ会議に対して、ドナウ諸国は自分たちの植民地の希望を表明できる⁴⁸⁾」のである。

ドナウ・ヨーロッパ論の現実

マタヤによるドナウ圏の連邦構想は、単なる各国相互間の平和活動としての協力ではなく、ナチス・ドイツ、ボルシェビズム、さらにはアジア諸国の台頭に対抗し、ドナウ諸国が生存するため、そして没落しつつある西洋が生き残るための団結でもあった。ドナウ圏とヨーロッパが存続するためにマタヤが持ち出した植民地獲得という主張は、かつてのビスマルクさながらに、アフリカなどを植民地としていわば「供犠」に奉げて、ヨーロッパの平和を築かんとするものであった。それゆえ彼はエチオピア問題に関してはエチオピアの主張に与することはなく、その国際連盟の主張に賛同したわけではなかった一方、ヨーロッパの問題に関しては、オーストリアが国際連盟の集団安全保障システムに準拠することを説いたものだった。ここに窺えるドナウ圏の問題をヨーロッパ全体のレベルで捉えようとする姿勢こそは、ドナウ・ヨーロッパ構想においてマタヤが狙ったオーストリア外交の新路線であった。マタヤのドナウ・ヨー

ロップ構想の主たる動機はオーストリアの独立維持であり、そしてまたそのために、オーストリアの安全保障政策をドルフスーシュニク体制のようにローマ議定書に基づくイタリア重視の姿勢から転換させるということでもあった⁴⁹⁾。ドナウ・ヨーロッパ連邦構想は、現実のレベルでは一度のドナウ会議開催という事態に留まり、しかも経済問題についての話し合いだけで、マタヤが企図した政治的・文化的側面に関してはほとんど語られなかった⁵⁰⁾。また彼の植民地獲得という主張も少数民族研究所の設置案も実現することはなかった。それゆえその実現可能性というレベルでみた場合、彼の構想も、他のドナウ連邦構想の泡沫と同様のユートピア的内容であったといえるかもしれない。しかしながらその主張から見えてくるのは、オーストリアの独立維持が常に同時にドナウ圏とヨーロッパ全体の枠組みで捉えられていたという特質である。ここには、合邦からドナウ「連邦」(複数の二国間特惠関税協定案)を経てドナウ・ヨーロッパ案(国家連合の形成により小協商とローマ議定書調印国とのブロック解消)へと至る彼の思想遍歴に通底していた姿勢が看取される。すなわち、単独で生存困難なオーストリアの独立を維持するためにより大きな枠組みを構想しており、いわば独立の主張が常に他国との結びつきを要求するという行為となって現れている。ここから、ある国家に対する献身の発露が単体で独立という国制だけでなく、間主権国家的国制の構想と盾の表裏の関係になりうることが理解されよう。

3 マタヤのオーストリア国民論

ナチス・ドイツの成立後、その合邦の姿勢に対抗して、オーストリアでは独立維持を正当化するために様々に理論付けが行われた。その際、オーストリアとドイツとの関係をどのような性質として捉えるのかという点で、独立維持のための理論は大きく二つに分かれる。一方は、オーストリア人をドイツ民族(Nation)の一部に位置づけつつ、第二のドイツ国家として独立を主張する〈オーストリア・イデオロギー〉の系譜、他方には、オーストリア人をド

イツ民族とは異なる独自の民族と見なし、その国家独立を主張する〈オーストリア国民論〉の系譜が存在した。前者はドルフスーシュシュニック体制のイデオロギーであり、国家的帰属と民族的帰属との区分を説く「総ドイツ主義（Gesamtdeuschtum）」の流れを汲む思想である。マタヤのドナウ・ヨーロッパ構想でも、オーストリアはドイツから切り離された別個の独立国家として存立することが求められていた。だがオーストリアはドナウ国家として、他の後継諸国と共にドナウ連邦を形成するとされていた。マタヤは大戦間期に最も合邦に敵対的であったとされるが、彼におけるオーストリアとドイツとの関係性の把握、そして国民概念への姿勢はどのようなものだったのか。

『キリスト教職能身分制国家』誌における論争

ドルフス政権の肝煎りで創刊された『キリスト教職能身分制国家（Der Christliche Ständestaat）』は、権威主義体制の翼賛的オピニオン誌であったが、独立維持という目標を共有しながら、そこへ至る道程で、体制の「公式教義」とは大きく性質の異なる理論が取り上げられもした。ドルフスーシュシュニック体制では「オーストリア国民（Nation）」の存在が公式に語られることはなく、むしろ民族（Nation）としてはドイツ民族であるとされた。こうした民族観とは異なり、オーストリア人を「民族」と見なし、その独立を主張する論考がいくつか掲載されたが、このうち後にオーストリア抵抗運動の指導者となるアルフォンス・フォン・シュティールフリート（Alfons von Stillfried）のオーストリア国民論が発端となり、最終的にマタヤがこれを締めくくるという形で論争が行われた。

シュティールフリートは「オーストリアー民族概念！」と題する論説で、合邦を永久に払いのける方策は旧王朝の復活であるけれども、これは困難で時間がかかるため、第二の手段として「オーストリア国民意識（österreichisches Naitonalitätsbewußtsein）」に立脚することを説いている。「無分別と思慮のなさだけが、言語から同じ民族性を引き出し得る。スイス、ベルギー、南北のアメリカ人の事例で、反対のことを示すには事足りる。民族性の概念は永遠無窮で

はない。イタリア人はもはやローマ人ではないし、イギリス人とドイツ人はもはやゲルマン人ではないし、プロイセン人はもはやスラブ人ではない。オーストリア人はバユヴァール族（*der bajuvarische Stamm*）としては、あらゆるドイツ部族のなかで最も他の諸民族と混合し、それゆえすでに昔から残りの諸部族から著しく異なっており、それゆえオーストリア人はおよそ300年来、固有の、残りのドイツ（*Deutschland*）から分離した民族的（*national*）な発展を遂げてきた。これらの発展がまさしくオーストリアの民族性を作り上げたのである⁵¹⁾。このように述べて、シュティールフリートはオーストリア民族の特質にバユヴァール人〔バイエルン族〕としての血統上の違いを指摘し、言語上の同一性は民族のメルクマルとはならないことを主張している。

このシュティールフリートのオーストリア国民論に対して、フランツ・フォン・コルナロは批判を加える。コルナロはまずバユヴァール人としての特徴がオーストリア人の特質であるなら、これは旧オーストリアのドイツ系住民にはすべて当てはまるはずだが、実際の感覚は異なっていることを指摘している。「例えばズデーテン・ドイツ人は存在せず、ズデーテン・オーストリア人が存在し、南ティロールにおける我々から分離した同胞は『オーストリア民族（*Nationalität*）』のイタリア国民（*Staatsbürger*）であり、ドイツ系ではなく、オーストリア系南ティロール人、であろう（……）。他方で、バユヴァールの血統を『オーストリア民族性』にとって本質的なものと捉えようとすれば、オーストリア＝ハンガリー王国に『オーストリア』民族とドイツ民族という国民が同時に存在していたことになるだけでなく、われわれは現在のオーストリアについても、アレマン系のフォアールベルク人は「オーストリア民族」に帰属していないと見なさなければならぬだろう⁵²⁾」こうした感覚が生ずるのも、オーストリアが総ドイツ主義の枠組みのなかで歴史を重ね、オーストリア人はドイツ民族としての意識を持っているからである。さらにコルナロはシュティールフリートのようなオーストリア国民論の展開の基礎づけを批判している。独立のためにオーストリア国民論を主張するのは「オーストリア人とオーストリア」を一对一の関係で捉えており、これはドイツ性の承認がドイツとの

合邦と同義になるという発想の裏返しである。つまりここには民族性原理（Nationalitätsprinzip）の承認、すなわち民族主義の承認が看取される。「しかしこの原理は間違っている。この原理は、全ヨーロッパにとって悪いことに、オーストリア＝ハンガリー王国の崩壊の原因であり、しかし、どうにか満足できる実現ですら確認できないものである。……否定されるべきは、われわれのドイツ性ではなく、民族性原理の正しさである。……われわれのドイツ性の否定ではなく、逆に、これを公言することがわれわれの独立をめぐる闘争においてわれわれの武器であるに違いない⁵³⁾」コロナ口のこうした主張は真のドイツ性を認めればそれだけ独立にかなうのだ、とするまさに体制のイデオロギーに則ったものであった。

これに対してカール・ハインツ・ツェスナー＝シュピッツェンベルク（Karl Heinz von Zebner-Spitzenberg）やディートリヒ・ヒルデブランド（Dietrich Hildebrand）らが国民論の論陣を張った。例えば、オーストリア・アクションの一角であり、正統主義者であった前者は、フォルク概念を市民の意味で捉え、国家あるところにはその市民がおり、これを外来語でいえばナチオンだとしてオーストリア国民の存在を主張した。「民族（Volk）が存在するところには、祖国の義務と喜びを涵養する民族性（Volkstum）が存在する。民族と民族性が存在するところには、また当然の民族意識（Volksbewußtsein）がある。……それゆえ、われわれがオーストリア民族について語るとすれば、われわれはオーストリアの民族性、オーストリアの民族意識、オーストリアの民族様式について謳い、語る。要するに、われわれがオーストリア国家への公言と意志を堅持しているように、われわれが、閉じられたオーストリア民族への意志と強固な公言に満たされていれば；そして外国である Nation を用いることがすぐれて喜ばしいならば、われわれにおいてまたオーストリア国民（Nation）とオーストリアの国民様式（Nationalart）を具現しているということが分かっている⁵⁴⁾」これらに対してコロナ口はザイベルの『民族と国家』を引きながら、再反論を行う。趣旨は同じく総ドイツ的見解に立脚するものであった。

マタヤとオーストリア国民論

こうした論戦の最後にマタヤが登場したが、それはドイツとオーストリアの間で「7月協定」が締結され、両国間の緊張が収まったかに見えた状況のなかで執筆された。たしかにドイツ国家としてのオーストリアの独立と内政不干渉の原則が確認されたけれども、国内におけるナチスの活動はむしろ激しさを増した。それゆえ依然として、オーストリアの国家としての存立をいかに基礎づけるか、という課題は積み残されていたのだった。結論からいえば彼の国家と民族をめぐる議論は編集者がいみじくも述べたようにコロナロと国民論者たちの中間の方策を取るものだった。一方で、国民論者たちのように、「Nation」という概念の新たな定義を試みることは考えていない。……わたしには、われわれがNationという言葉に込めている、西欧的なNation概念と周知のとおり異なっている、一般的な思想・感情の内容で十分である。それにしたがえば、……われわれオーストリア人がドイツ民族（Volk）の一部であることに疑いはない」とし、コロナロら総ドイツ主義の見解に立脚することを述べ、なるほど言語、血統、特性によりオーストリア人はバユヴァール人であるけれども、この違いによる精神的な違いが別個のNationを形成するほどではないとされる⁵⁵⁾しかし他方で「ある民族（Volk）の一部が固有のNationの性格を帯びるということはもちろんある。例えば、ドイツ民族にオランダ人やスイス人がいるが、これらはもともとドイツ民族の一部であったけれども、今日もはやそのようには感じていない。その原因をもたらしているのは1648年の国家分離である」と認め、ツェスナー＝シュピッツェンベルクのような国家に民族成立の根拠を求める見解にも理解を寄せている。そしてオーストリア国民論にとって重要な以下のような問いかけをしている。すなわち、「オーストリアの場合、おそらく総ドイツ意識が邪魔をしており、これは放棄されていない」ように、現在はあくまでドイツ民族概念の枠内に留まっている。しかし「[オランダなどの一梶原] 1648年に該当するのは……われわれの場合は1866年である。……われわれは現在、総ドイツ意識の回復の途上にあるのか、それとも弛緩の途上にあるのか⁵⁶⁾」と国家と民族の関係を決する重要な転軸点に位置している

ことが示唆される。

マタヤはドナウ・ヨーロッパ構想について〈オーストリアの使命〉の観点からこれを正当化したが、この使命はまたオーストリアと〈ドイツ性(Deutschtum)〉との関係についての説明でもあった。この関係について、マタヤがしばしば引用するのがヨハン＝ルートヴィヒ・ウーラント (Johan Ludwig Uhland) の言葉である。1848年のドイツ国民議会においてウーラントが語った「オーストリアは東方の灯火であるだけでなく、ドイツ民族(Volk)の大動脈でもある」という言葉はオーストリアの「ドナウ国の理念」と「ドイツ国の理念」という二つの重要な部分を言い表したものである。マタヤはこのオーストリアの使命の遂行のためにオーストリアの独立を主張した。「この[オーストリアの]使命を遂行できるために、われわれには国家的独立が必要である。……しかし、われわれがドイツ民族(Volk)から離れて、われわれの国家独立の安全な島に引きこもることを望んだならば、私はこれをわれわれのドイツ的使命を前にした逃亡と見なすだろう。ドイツ民族の本質的部分が今日、キリスト教と同時に西洋文化を失うという危険に見舞われているがゆえに、まさにその危険が目前に迫っているがゆえに、われわれはそれだけ一層強く、われわれのドイツ的使命を堅持しなければならない。われわれはドイツ民族に属しているのだから、ドイツ民族に外からではなく、内から、働きかけねばならない。それゆえ、一方であらゆる編入と均一化に激しく拒否をしてオーストリアが政治的に独立すること、他方で総ドイツ性を公言すること、これが全オーストリア政治の基盤を形成する⁵⁷⁾」。

一方でドイツ国として、ドイツ民族の一員であるオーストリア人は、合邦ではなく独立を維持し、-真のドイツ性とキリスト教西洋を守るため-総ての〈ドイツ性〉に関わっていき、他方で、ドナウ国家として、独立と平等という原則を共有しながらドナウ諸国家と協力し、さらにドナウ圏と東南欧のドイツ人たちの利害を代表する。この二つの要素が〈オーストリアの使命〉には刻み込まれている。マタヤの見立てでは、「オーストリア民族(Nation)の理念」は、活発な合邦運動の存在-1933年のナチス・ドイツ成立以降に合邦運動か

ら離反した者たちもいたが、ーが示すように、いまだ存在していない⁵⁸⁾しかしながら、ナチス・ドイツが7月協定の締結にもかかわらず、非キリスト教的なナチズムがオーストリアの内政に干渉し、テロ行為やプロパガンダなど、オーストリアの独立を脅かす行為を続けるのであれば、畢竟、オーストリアは、ドイツ民族として総ドイツにかかずらうこれまでの道と別の道を選択しなければならぬだろう。「オーストリア人が固有の民族 (Nation) への道を歩むのか、あるいは最終的に総ドイツ性に留まるのか、それはドイツ・ライヒの振る舞いにかかっている。われわれの政治的独立の承認に関して奸計や言い逃れなく、実直であり、キリスト教的・ドイツ的文化基盤が再び確立されるならば、オーストリア人にとって民族形成のいかなる理由も無くなる。ひっきりなしの妨害行為が止まないのならば、オーストリア民族への方向での発展はほぼ間違いない。そうした愚策の最終的な結果は、合邦でも、強制的同一化でもなく、決定的で、最終的な分離となろう。もちろんこれは数年のプロセスではなく、われわれはその結果を経験していない。しかし発展の方向は今、確立される。……実際、総ドイツ性かオーストリアの使命かという二者択一になれば、われわれは躊躇なくオーストリアの使命のほうを取るだろう⁵⁹⁾」

〈オーストリアの使命〉を遂行するためには独立が必要であり、ナチス・ドイツの「回心」がなければ、「総ドイツ性」と袂を分かち、独自のオーストリア民族 (Nation) の道を歩む。この〈オーストリアの使命〉の強調とドイツ国家からドナウ国家への転換という点に、ドナウ連邦案と国民論の連関が確認されよう。確かに彼は1936年の時点でもオーストリアには独自の民族 (Nation) が存在せず、しかもそれが長いプロセスであると述べていた。それゆえ彼は大战間期に「オーストリア国民」の存在を見ていたわけではなかった。しかしながら、体制イデオロギーでは総ドイツ主義とオーストリア性とは切り離せないものだったが、マタヤの意見では後者をのみ選択する可能性が指摘されていた⁶⁰⁾ところで、彼は1933年に民族 (Nation) 概念について、「血統、言語、文化、は民族 (Nation) 形成という重要な現象の単に前提に過ぎず、民族を形成するというはっきりした意志が民族を作り出すのである⁶¹⁾」と述べていた。こ

の民族形成における「意識の強調」は、上述の国家の存続を民族成立の根拠とする意見と相まって、オーストリア国民形成の可能性について記した重要な一歩とみなしえよう⁶²⁾

むすびにかえて

最後にマタヤの「国民」概念、とくに「ドイツ民族」とその他の民族との関係性についてのイメージを検討して本稿を閉じたい。彼のドイツ民族観はいわゆる「文化国民」のそれであり、「国家国民」が国家と民族との一致を説くものに対して、国家を越えた大文化共同体の存在を認め、国家と民族との区分を行うことを特徴とした。マタヤの民族観もこれに同じく、国家と民族との区分、国境を越えた文化集団の存在を認めるものだった。しかしながら、彼の場合、文化国民の紐帯としてしばしば引き合いに出される血統、言語、文化については、これは民族形成の前提に過ぎず、重要なのは意志である、と強調するあたりに興味深い点があった。もともと彼が民族意識における意志を強調したのは、同じドイツ民族内で部族 (Stamm) の違いが例えばプロイセン人とオーストリア人の決定的違いのように言及されることに対して、これを等閑視し、ドイツ民族の一体性を説くためであった⁶³⁾。これがやがてオーストリア国民論の文脈で再登場したというわけであった。このため客観的な差異があったとしてもそれだけでオーストリア国民の存在が確認される訳ではなく⁶⁴⁾、あくまで住民が「国民たらしとする」ことがなければ存在しない、ということになる。オーストリア国民論の議論としては折衷的で、オーストリア国民の存在の有無については論争中に指摘されたように中間的な有り方となろう。

ところで彼はなぜ政治的な帰属から切り離された民族というすぐれて「ドイツ的」な民族観を持つ一方で、J・S・ミルやE・ルナンのような意志を強調する「西欧的な」民族観を持っていたのだろうか。ここには彼が民族観を育んだであろうウィーンの現実が見え隠れする。民族を構成するものは血統や言語だけではなく、意志であるというのは—ヒトラーの思想を育んだ地としては皮肉

だが－ウィーンの実態だった。つまり中欧の多民族帝国の首都として、ウィーンは多くの人々が集まる場であり、それはドイツ語系住民だけでなく、スラブ語系など他の諸民族をも引き入れるところだった。そこでは当然、同化や婚姻などを経て人々の民族的起源は曖昧になる一方であった。この点についてマタヤ自身、次のような興味深い一節をものしている。

「旧オーストリアにおいてわれわれが慣れていたのは、民族的な熱血漢が、開けっぴろげに、熱血漢の立場からすれば敵対する、別の民族の特色を帯びた名前を持っていた、ということである。われわれはチェコ系の名前を持った無数のドイツ人、ドイツ系の名前をもったチェコ人と実際に知り合いである……。この外見上のパラドックスが最大限に、理屈抜きで説明している。民族的な境界のところでは民族同士の混合が不可避であり、きわめて様々な事情がどの民族的な方向へ混血児 (Mischling) が追いやられるのか、共同で作用する。しかしその混血児が押し流される民族において、彼は境界領域の民族的な急進主義を引き受けるだろう。……そこで全家族の民族的な再編が発生する。家族は、より高く層を重ねた民族へ、より勢力のある、よりエネルギーのある、より開明化され、より富裕な民族へ、進級する傾向を多分にもっている。名前は携行されるか、あるいは交換される。これらはすべて、ドイツ化、マジヤール化、ポーランド化として理解されている現象である。自らの血統についての探究は、民族的ショーヴィニズムにとって危険である。民族概念 (Nationsbegriff) をもつばら血統から導き出し、自らのナチオンにより高い独占的な権利を認める者は、彼が自らの血が混ざっている事を発見したとき、自分自身に死刑宣告をした。それというのも、血統は、過去の事実として、変更不能だからである。しかしながら、それを無視し、自らの混ざった血を知りつつ、血統ショーヴィニズムに留まる人間が存在する。われわれウィーン人には、実際上の正確な民族概念 (Nationalbegriff) は自明のものである。……幾度もわれわれがウィーンで体験したのは、まだ流暢にドイツ語を話せない両親の息子たちがガチガチのドイツ民族主義者 (Deutschnationale) だった、ということである。」

素性が何であれ、そして自らの氏名に現われる素性の痕跡があったとして

も、意志に基づきその者は「ドイツ民族になる」、という様子をマタヤは熟知していたわけである。彼は民族の垣塙さながらに混淆と包摂が繰り返されてウィーンが大きくなっていく様子について、19世紀の半ばから大戦の開始まで150万人超の人口増大のうち、100万人の異民族をドイツ化した、と述べている。ここには民族形成における意志の重要性や包摂性だけでなく、ドイツ民族が他の民族にとって嚮導する立場にあることが含意されていよう。こうしてみるとドイツ民族の側は変わることなく、同化される者がひとえに変化するようと思われる。ではマタヤはいかなる民族も同化するという意志によってドイツ民族となることが可能だと考えていたのだろうか、あるいは自らの「同胞」として受け入れるのだろうか。彼は先の同化の話に続けて、ユダヤ人、とりわけ東方からのそれについて苦言を呈し、その流入が都市の相貌を変化させる恐れがあることを述べている。彼も当然、同化ユダヤ人の存在は知っているはずであり、この反ユダヤの姿勢は文脈からして突飛な印象を受ける。ここに彼のカトリック保守的な民族観が現れているのだろうか。これは学究的な民族観と感情的・直感的なそれとの対立のようにも思われる。

いずれにせよ、彼の民族観には、国境を越えた「同胞」が存在するという血統の感覚と、同化によって「作られた」民族への意志を強調する姿勢が見受けられる。だが同時に「越えられない」根本的な違いへの感覚も無意識的に持っていたのだろう。客観的な特質だけでなく、主観的な要素として意志を強調したことは、のちのオーストリア国民論の発展を考えていく上では極めて重要な要素となろう。だが同化の議論に見え隠れする「血統」や「文化」のこだわりは、客観的な特質に基づくドイツ国民論の粘着性を示していた。それゆえに、彼のオーストリア国民論は折衷的な姿にならざるを得なかったといえるだろう。

* 付記：本稿は、2014～2016年度科学研究費補助金 基盤研究(C)「移民・外国人の包摂と排除に対する「国民意識構造の影響」に関する国制史的考察」(研究課題番号：26380172；研究代表者：梶原克彦)による研究成果の一部である。

注

- 1) Elisabeth Jelinek, *Der politische Lebensweg Dr. Heinrich Matajas : Ein Beitrag zur Geschichte der christlichsozialen Partei in der Ersten Republik*, Wien (Diss.), 1970, S.6. マタヤはドイツ民族主義の学生組合であるオリンピア (Olympia) に所属しており, このことで政治上の敵対者からしばしば非難されることもあった。
- 2) Jelinek, op. cit., S. 203.
- 3) Ibid., S. 203.
- 4) Stanly Suval, *The Anschluss Question in the Weimar Era : A Study of Nationalism in Germany and Austria, 1918-32*, Johns Hopkins University Press, 1974, p. 203.
- 5) Jelinek, op. cit., S. 57.
- 6) Ibid., S. 62.
- 7) Ibid., op. cit., S. 57-58. 独立という選択肢は当時のオーストリアには共属感情・国民感情が欠けていた以上, 望むべくもなかった。Ibid., S. 61.
- 8) Ibid., S. 58, 62.
- 9) この当時, しばしばあった「ドナウ連邦か合邦か」という選択肢に対して, 彼いわく「独立か合邦か」という選択肢しかなかった。Ibid., S. 62.
- 10) Ibid., S. 63.
- 11) シューヴァルは, ザイベル内閣とマタヤの外務省 (ラーメク内閣時) は, その前のショーバー内閣, その後のシュトレールヴィッツ, ショーバー内閣とははっきりと異なって, この郷愁に相応しい政治形態を模索しており, ザイベルとマタヤは拡大された活動領域を確保しようとし, ウィーンを再び広大な領域の中心にしようとした, としている。これは同じオーストリア主義的な営為ではあっても, E・K・ヴィンターらのオーストリア・アクション運動や正統主義など内政上の活動が成果に乏しかったのとは対照的であった。Suval, op. cit., p. 205.
- 12) Ibid., p. 206.
- 13) Ibid., pp. 209-210.
- 14) Ibid., p. 211.
- 15) Ibid., p. 212.
- 16) Ibid., p. 212.
- 17) Ibid., p. 213.
- 18) Ibid., p. 214.
- 19) Ibid., p. 214.
- 20) Ibid., p. 214.
- 21) 1932年のタルデュー・プランが崩壊したのちも, ドナウ圏では様々な地域再編案が模索されていた。例えばハンガリーからは, エレメール・ハントス (Elemér Hantos) の『新中欧への道 (Der Weg zum neuen Mitteleuropa)』が⁵1933年に出版されたが, これはオーストリア, ハンガリー, チェコスロヴァキア, ルーマニア, ユーゴスラヴィア, ブルガリア,

- ポーランドを含む「中欧」の再編を企図したものだ。またチェコスロヴァキアでは、従来のベネシュ外相の小協商を基盤にした構想だけでなく、ミラン・ホジャ (Milan Hodža) の1936年におけるドナウ連邦構想もあり、小協商 (チェコスロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア) とローマ議定書 (イタリア、ハンガリー、オーストリア) との接近を模索する姿勢はマタヤのドナウ・ヨーロッパ案とも共通する内容であった。このドナウ・ヨーロッパの枠組みは、当時のパン・ヨーロッパ運動でのそれと重なり合うものでもあった。マタヤ自身、パン・ヨーロッパ運動の会合にも参加しており、みずからのイニシアティブで開催されることになったドナウ会議に際しても、パン・ヨーロッパ運動のハンガリー部会であるドナウ諸国経済協力常設委員会 (Comité permanent pour le rapprochement économique des pays danubiens) の委員長パウル・フォン・アウエル (Paul von Auer) と連絡を取り、調整を図った (Jelinek, op. cit., S. 211.)。上記については、坂本清「タルデュー・プランの崩壊と小協商」『一橋論叢』106(1), 1991年; 福田宏「ミラン・ホジャの中欧連邦構想-地域再編の試みと農民民主主義の思想-」『境界研究』No. 3, 2012年; Joachim Kühn, *Föderationspläne im Donauraum und in Ostmitteleuropa*, München, 1958; Anita Ziegerhofer-Prententhaler: *Botschafter Europas. Richard Nikolaus Coudenhove-Kalergi und die Paneuropa-Bewegung in den zwanziger und dreißiger Jahren*. Wien 2004; Andreas Gémes, *Die Donauföderation: Eine Option für Österreichs Außenpolitik 1918-1932?*, Graz (Dipl.), 2004。中欧概念については、ジャック・ル・リデー (田口晃・板橋拓己訳) 『中欧論-帝国からEUへ』白水社, 2004年; 板橋拓己『中欧の模索-ドイツ・ナショナリズムの一系譜』創文社, 2010年を参照。
- 22) Heinrich Mataja, *Memorandum zur Donaufrage*, o. O., 1935 (以後, Mataja, *Memorandum*, と略記する)。
- 23) この一連の動きの後に始まるエチオピア戦争については、石田憲『ファシストの戦争-世界史的文脈で読むエチオピア戦争』千倉書房, 2011年, 参照。
- 24) Mataja, *Memorandum*, S. 1.
- 25) Ibid., S. 2.
- 26) イェリネックによれば、マタヤはのちに開催されるドナウ会議に際して、「政治的接近がなければ、……経済的ドナウ会議は、互いに結婚を望まない男女の夫婦財産契約計画であろう」とパウル・アウエルに書き送った。Jelinek, op. cit., S. 211.
- 27) マタヤは正統主義について、「そうした運動はあくまで現在のオーストリアの領域に限定されるべきであり、こうした自己抑制という条件のもとでオーストリアの国家形態という問題はオーストリアの国内政治上のそれとなり、外交上のそれとはならない。したがってわれわれは全世界に向かって、王政復古は危険な事柄ではない、良心に誓って宣言する」と述べている。Heinrich Mataja, *Oesterreich und der Legitimus*, in: *Neue Freie Presse*, 22. Feb. 1935.
- 28) この点に関して、マタヤ自身、帝国崩壊直後にはそうしたスラブ系諸民族の敵意を感じ取っていたけれども、のちにはそのようなスラブ系諸民族を敵視する意見から距離を取る

ようになっていった。

- 29) マタヤはプラハの工業クラブの招待によって1935年6月5日に講演(題目は『ドナウ圏の諸問題』*Probleme des Donauraumes*)を行い、好評を博した。チェコスロヴァキア側の出席者には首相兼外相であるベネシュ、副外相(のちのホヅジャ政権期には外相)カミル・クロフタ(Kamil Krofta)や、オーストリア側ではフェルディナンド・マレク公使(Ferdinand Marek)などが出席していた。その時の概要は下記に収録されている。*Für großzügige Selbsthilfe im Donauraum*, in: *Wiener Zeitung*, 6. Juni, 1935.
- 30) Heinrich Mataja, *Frieden im Donauraum*, in: *Winer Wirtschafts-Woche*, 12. Juni, 1935.
- 31) Heinrich Mataja, *Oesterreichs bedeutungsvolle Aufgabe in Europa: Zusammenarbeit freier, unabhängiger Völker im Donauraum*, in: *Neues Wiener Journal*, 28. Juni 1935. オーストリアが脆弱であるがゆえに誠実な仲介者として立ち振る舞うことができるという発想は、シュシュニックとも共通するものである。参照、拙著『オーストリア国民意識の国制構造－帝国秩序の変容と国民国家原理の展開に関する考察』晃洋書房、2013年。
- 32) Mataja, *Memorandum*, S. 2.
- 33) シュシュニックの〈オーストリアの使命〉論については、前掲拙著、94-107ページ。
- 34) Mataja, *Memorandum*, S. 2.
- 35) *Ibid.*, S. 2.
- 36) *Ibid.*, S. 5.
- 37) *Ibid.*, S. 5.
- 38) 少数民族問題はひとりオーストリアだけでなく、他の後継諸国家においても重大かつ深刻な問題であった。とりわけ失地回復に燃えるハンガリーをドナウ連邦に加えるということに鑑みて、この少数民族問題はさけては通れぬアポリアであった。マタヤはハンガリーの失地回復主義について、もはや等閑視できずその主張に耳を傾けるべきであると一定の理解を示し、ある地域の民族構成が限りなくマジヤール系でかつ飛び地でない場合にはハンガリーに割譲すべきだとの意見を示している。その一方で、この問題が解決困難なそれであることも認識しており、こうした割譲など境界線画定作業に用いられる人口調査からして情報の「客観性」が利害関係者の間でなかなか承認されないことも看取していた。「ハンガリーは旧ハンガリーの非マジヤールの領域の再編入を平和的な方法で達成できない。ここについてのいかなる思い違いも危険であろう。いまや疑いえないのは、ある領域の民族的性格の確定、この場合ハンガリーの・非ハンガリーの領域の純粋な分割(clean cut)はきわめて厄介な事柄であり、極めてひどい争いに行きつくだらう。というのも、こうした確定を左右する統計、つまり一般的に有効な客観的学問も、常に、きわめて主観的で意見対立する結果に行きついているからである。とりわけ民族関係において。」 Cf. Heinrich Mataja, *Der Weg zur Ordnung im Donaubecken*, in: *Nachrichtendienst der Christlichen Pressezentral* vom 4. 10. 1935, S. 7.
- 39) Mataja, *Memorandum*, S. 4.
- 40) *Ibid.*, S. 3-4.

- 41) Ibid., S. 4.
- 42) Ibid., S. 4.
- 43) Heinrich Mataja, *Geht den Donaustaaten Kolonien!: Neue Wege zur Lösung des Mitteleuropaproblems*, in: *Neues Wiener Journal*, 7. Juli 1935.
- 44) Ibid. 「あなた様 (Tuan: マレー語) や旦那様 (Sahib: インド, ペルシャ) に対する有色人種の無条件の尊敬という状態に, 世界大戦は終止符をうった。白人たちは有色人たちに武器を与え, 白人に向けて銃を撃てと彼らに命じた。しかし有色人は白人たちの間にいかなる区別もしなかった。有色人にとって, 白人たちの国家の違いは全く無意味である。……有色人が武器使用の権利によって捕虜収容所の権力者の地位にあった時, 自分は白人奴隷の監視人に指名されたのだと思えたに違いなかった。……白人に対する尊敬と畏敬は消滅した。有色人を今や押さえつけることができるものは, もはや肉体的な恐怖にすぎず, 道徳意識へ食い入った敬意とほとんど迷信的な崇拜ではなかった」。
- 45) これらの両国に加えてマタヤが注目していたのがインド人の存在であった。とくにインド人によるアフリカ(ケニアやタンザニア)への入植に関して競争力の優位を認めている。
- 46) Ibid.
- 47) Ibid.
- 48) Ibid.
- 49) Jelinek, op. cit., S. 214.
- 50) 最初のドナウ会議は1935年11月5日に開催され, そこに全ドナウ6カ国の代表者が出席した。出席者は, Otto von Franges (ユーゴスラビア), Joan Manolescu-Strunga (ルーマニア), Dimitri St. Sawoff (ブルガリア), Václav Schuster (チェコスロヴァキア), Josef Szttereny (ハンガリー)であった。結局, 会議ではほぼ経済的な問題に集中的に取り組み, -政治的, 文化的領域は少しだけ触れられたにすぎない-いかなる決定ももたらさなかったが, これは性急な行動と言う印象を決して起こさないようにするためだった。Ibid., S. 212.
- 51) Alfons Freiherr von Stillfried, *Oesterreich - ein nationaler Beriff!*, in: *Der Christliche Ständestaat*, Nr. 12, Jg. 3, 1936, S. 276. 傍点は原文ゲシュペルト。
- 52) Franz Freiherr von Cornaro, *Oesterreich - ein nationaler Begriff?*, in: *Der Christliche Ständestaat*, Nr. 15, Jg. 3, 1936, S. 353.
- 53) Ibid., S. 354. 彼はこの説明のためにザイベルの言葉を引用している。彼はオーストリア国民論に対する再批判の際にもザイベルの著作から大幅に引用し, 国家と民族の議論を行っている。Ditto, "Nation und Staat", in: *Der Christliche Ständestaat*, Nr. 48, Jg. 3, 1936.
- 54) H. K. Zeßner-Spitzenberg, *Der andere deutsche Staat und das österreichische Volkstum*, in: *Der Christliche Ständestaat*, Nr. 29, Jg. 3, 1936, S. 681. これは『祖国 (Vaterland)』に掲載された論説を要約したもので, 1936年7月19-25日にザルツブルクで開催される予定になっていたオーストリアの理念についての講演プログラムの内容であった。(H. Zeßner, *Dem österreichischen Volkstum und der österreichischen Staatsidee*, in: *Vaterland*, Heft. 3, 10.

Jg., Juli, 1936/37 S. 30-31. 『職能身分制国家』では割愛された箇所がある。そこではツェスナー＝シュピッツェンベルクが Volk 概念の多様性を知りつつも、オーストリアの独立を正当化するためにあえて Volk 概念を限定していることが察せられる。「完全に非論理的で、きわめて危険なのは、その公式が『一つの民族、一つの国家、一つの言語、一つの信仰』である敵に対して、オーストリアの国家思想を維持しようと望み、その際、オーストリアの民族性を沈黙して、もしかするとそれを否定して、まだ単なるドイツ部族として、かの民族主義的公式という危険に身をさらすことであり、この公式は、われわれの外及び周囲のあらゆる世界が考えるように、必然的にオーストリアの国家理念からその民族の (Volklich) 基盤を奪う。それというのも、民族意識 (Volkbewußtsein) は今日、とにかく、国家意識であり、そして国家意識は民族意識である」。Ibid., S. 31.

またヒルデブランドはオーストリア人におけるラテン的要素をもって、文化的違いからドイツ民族 (Nation) とは異なる別の民族だとした。Cf. Dietrich von Hildebrand, *Oesterreich und die lateinische Kultur*, in: *Der Christliche Ständestaat*, Nr. 50, Jg. 3, 1936.

55) Heinrich Mataja, *Sind wir Oesterreicher eine Nation?*, in: *Der Christliche Ständestaat*, Nr., Jg. 3, 1936, S. 1216.

56) Ibid., S. 1216.

57) Ibid., S. 1216. 傍点は原文ゲシュペルト。

58) Heinrich Mataja, *Kultur und Hochschule in Oesterreich*, in: *Der Christliche Ständestaat*, Nr. 42, Jg. 3, 1936, S. 995.

59) Mataja, *Sind wir Oesterreicher eine Nation?*, S. 1216-1217. 傍点は原文ゲシュペルト。

60) もっともマタヤ自身が〈ドイツ性〉と袂を決定的に分かつ決心をするのはなかなか難しいのかもしれない。彼は以下のようにナチス・ドイツのなかにも「良識」をあえて認めているからである。「われわれは注意深く、非好意的なそれだけでなく、好意的なドイツの発言も心にとめなければならない。例えば、1936年12月10日にベルリンの短波放送局から流された全国青年指導者バルドゥール・フォン・シーラッハ (Baldur von Schirach) の演説がそれである。この演説によれば、『私が我慢ならないのは、ヒトラー・ユーゲントに無神論者が加入していることであり、あらゆるヒトラー・青年は自身の誓約を“神に誓って”という言葉で保証している。……わたしがまた気にかけることは、日曜祭日に礼拝の時間を設けることである。』わたしはこれがすべてではないということはよく知っているが、しかし少なくともそれは何がしかのものがある……。われわれはいかなる幻想も抱くことはないだろうが、しかし同じくらい、われわれは重大な声を聞きもらす事はあってはならない」。Ibid., S. 1217.

61) Heinrich Mataja, *Die Einheit und Vielgestaltigkeit der Nation*, in: *Schönere Zukunft*, Nr. 1, 1. Okt., 8. Jg., 1933, S. 6.

62) 彼の議論におけるオーストリアの小国化について付言しておく、小国としての形がオーストリア史の起点に据えられている点に特徴がある。ところで彼のオーストリアイメージはいわゆる総ドイツ主義的なそれであり、ザイベルからドルフス＝シュシュニツク体

制で取り上げられた〈オーストリア・イデオロギー〉の一つと見なし得る。これは合邦に對抗して、オーストリアの独立維持のためにその歴史に遡及して独立の正統性を謳うものであった。このとき、合邦論を支持する人々がオーストリアの小国としての在り方に疑問をもっていたため、ドルフスーシュニク体制では旧ライヒと現実の小国的在り方との接ぎ木に腐心したものだ。マタヤの場合も旧ライヒにオーストリアの正統性を求める姿勢は窺えるが、オストマルク (Ostmark) についていえば、これが元々のオーストリアの姿だとして、いわばスタンド・ヌルのような存在とみなし、現在の小国の姿を再出発として位置付けている (cf. Heinrich Mataja, *Zum Verständnis der Entwicklungen in Österreich*, in: *Schönere Zukunft*, N. 21, 19. Feb., 8. Jg., 1933, S. 471)。こうした考え方は 1996 年の公文書に登場する「オスタリキ」(Ostarichi) の名称をして国家の開始とみる、第二次世界大戦後にはしばしば見受けられる説と非常に似ている。

63) Mataja, *Die Einheit und Vielgestaltigkeit der Nation*, S. 6-7.

64) 例えば言語面での客観的な違いからオーストリア国民の存在を証明しようとした試みについては、以下の拙稿を参照。「C・F・フラウダのオーストリア国民論 (一) (二・完) - オーストリア国民論の系譜学 -」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編』35号, 2013年, 36号, 2014年。